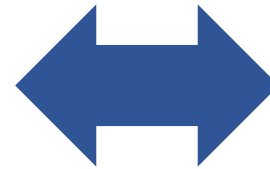


子ども・子育て会議 計画検討部会

- ・計画全体の調整
- ・乳幼児期～学齢期に関する検討
(小中学生調査を含む)



意見交換
連携・協力

子ども・青少年協議会 小委員会

- ・若者期[※]に関する検討
(若者調査を含む)

※若者期…中高生世代～39歳とする。

スケジュール

	令和 5 年度												令和 6 年度											
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
検討内容	子ども計画（第 3 期）策定に関する事項																							
	課題の抽出												調査結果も踏まえた課題の整理、方向性の議論											
													分野・事業量個別議論											
													素案作成、意見の反映											
													素案策定⇒意見聴取⇒意見反映⇒計画案策定											
													パブコメ・子ども意見・区民版子子会議											
高校生世代を対象とした生活実態調査												計画素案・支援事業計画案												
検討												計画骨子												
実施																								
集計・分析												計画案												
小中学生アンケート												計画策定												
調査項目検討																								
実施																								
集計・分析																								
ひとり親家庭調査、若者調査																								
調査項目検討																								
実施																								
集計・分析																								
子ども・青少年協議会 / 小委員会				①	①	②	③	④	②	⑤⑥	⑦	③	⑧	⑨	⑩		④		⑪	⑫	⑤	⑬	⑭	⑥
子ども・子育て会議 / 計画検討部会			①		①②	②	③		④③	⑤		⑥④	①	⑦	⑧	②		⑨	③	⑩	④			

※第9回小委員会は、子ども・子育て会議/計画検討部会との合同開催（計画骨子についての意見交換）を予定。

こども大綱について

概要

○こども基本法において、以下が規定されている。

・こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。

第1 はじめに

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

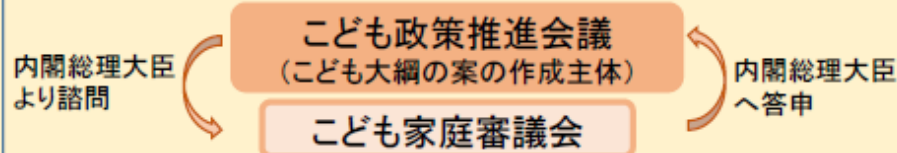
：全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会

（こども・若者から見てどのような社会かを具体的に記載）



全ての人にとって、社会的価値が創造され、幸福が高まる

- ・こども大綱の案はこども政策推進会議が作成することとされている。（こども基本法第17条第2項第1号）
- ・こども大綱の案の作成は、こども政策推進会議の決定により、内閣総理大臣からこども家庭審議会に諮問がなされた。



第2 こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろう）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

第3 こども施策に関する重要事項

こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

- 1 ライフステージを通した重要事項
- 2 ライフステージ別の重要事項
（こどもの誕生前から幼児期まで、学童期・思春期、青年期）
- 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

第4 こども施策を推進するために必要な事項

- 1 こども・若者の社会参画・意見反映
- 2 こども施策の共通の基盤となる取組
- 3 施策の推進体制等

※こども大綱の下で進める施策の具体的内容は、こどもまんなか実行計画（こども政策推進会議決定）として取りまとめ、毎年改定。

第3 施策に関する重要事項【思春期、青年期のみ】

1 ライフステージを通じた重要事項	
(1)こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	■こども基本法の周知・権利に関する理解促進や人権教育の推進
(2)多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	■遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着
	■遊び場等の確保、交流機会の創出、
	住宅支援の強化
	■こども・若者が活躍できる機会づくり
(6)児童虐待防止対策と社会的擁護の推進及びヤングケアラーへの支援	■可能性を広げるためのジェンダーギャップの解消
	■社会的擁護を必要とするこども・若者に対する支援
	■ヤングケアラー（若者ケアラー含む）への支援
(7)こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	■こども・若者の自殺対策
	■性犯罪、性暴力対策
	■非行防止と自立支援 非行犯罪におよんだ子どもとその家族

- 現計画3. 若者が地域で力を発揮できる環境づくり
- 現計画4. 若者の社会に向けた文化・情報の発信への支援

青少協モデル事業、
ねつせた！など

現計画1. 若者の交流と活動の推進

青少年交流センター、児童館、
あいりす、たからばこ、
ユースリーダー事業など

2 ライフステージ別の重要事項	
(1)こどもの誕生前から幼児期まで	・ 予期せぬ妊娠等に悩む若年女性等への支援 特定妊婦
(2)学童期・思春期	■こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
	■居場所づくり ・ こども・若者の居場所づくりの推進（こどもの居場所づくりに関する指針）
	■心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
	■成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
	■不登校のこどもへの支援
	■高校中退の予防、高校中退後の支援
	■高等教育の修学支援、高等教育の充実
	■就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組み
	結婚を希望する方への支援
	結婚に伴う新生活への支援
(3)青年期	■悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

現計画2. 生きづらさを抱えた若者の支援

若者総合支援センター（メルクマールせたがや・
せたがや若者サポートステーション）など

次期計画の構成と体系（案）

第1章 計画の策定にあたって

- 1 子ども・若者・子育て施策の現状(全国、世田谷区)
- 2 策定の趣旨(根拠法令・計画期間、位置づけ)
- 3 計画の推進(体制、EBPM、指標と目標数値)

第2章 子ども・若者を取り巻く環境、第2期(後期計画)の評価

- 新 1 調査結果からみる子ども・若者の状況
- 2 計画全体の指標(①子ども、②保護者、③地域)
- 新 3 計画の大項目ごとの評価
- 4 子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～6年度)
- 5 子ども・子育て会議の評価・検証及び課題整理

第3章 基本方針

- 1 目指すまちの姿
- 2 計画の目標
- 新 3 計画を貫く4つの原則

第4章 政策の柱

- 新 1 子ども・若者とともに、子どもの権利が保障される地域を実現します
- 2 支援の質の確保・向上を通じて、乳幼児期からの子どもの健やかな育ちを地域の中で支えます
- 3 子ども・若者が、多様なコミュニティの中で、遊びや体験を重ねながら、のびやかに育ち、活躍できる環境をつくれます
- 新 4 子ども・若者が、障害の有無、生まれや育ちの環境に関わらず、安心して育つことができる地域をつくれます
- 5 人や支援につながりながら、地域で子育てを楽しめるよう、家庭に寄り添い、妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支えます
- 6 子どもの命と権利を守るセーフティネットの整備により、地域で安心して暮らすことができる環境をつくれます(社会的養育推進計画)

第5章 計画の内容

第6章 子ども・子育て支援事業計画(令和7年度～11年度)

第7章 子どもの貧困対策計画

目指す まちの姿	計画の目標	計画を貫く4つの原則	政策の柱	計画の内容
子どもがいいきわくわく育つまち ※仮に現計画の目指すべき姿を記載	子ども・若者が権利の主体となり、一人ひとりの健やかな育ちが保障され、明日からもまた、よい日と思える社会を実現する	1 子どもの権利と最善の利益の保障 子ども・若者を権利の主体とし、一人ひとりの気持ちや個性、考えを尊重し、その権利と最善の利益を保障する。 2 子ども・若者の意見表明と参加・参画 年齢や育ちにあわせて、様々な場面や機会 で、子ども・若者の声※を聴き、対話しながら、ともにウェルビーイングを実現する。 3 多様な関わりで、切れ目なく支えあう 子ども・若者一人ひとりの心身の育ちの状況にあわせ、多様な関わりを通じて、切れ目なく重なりあい、支えあう。 4 子ども・若者をともに育む地域社会づくり 子ども・若者、保護者、区民とともに、多様なコミュニティの中で子ども・若者が育っていける地域社会をつくる。	新1 子ども・若者ととともに、子どもの権利が保障される地域を実現します 2 支援の質の確保・向上を通じて、乳幼児期からの子どもの健やかな育ちを地域の中で支えます 3 子ども・若者が、多様なコミュニティの中で、遊びや体験を重ねながら、のびやかに育ち、活躍できる環境をつくれます 新4 子ども・若者が、障害の有無、生まれや育ちの環境に関わらず、安心して育つことができる地域をつくれます 5 人や支援につながりながら、地域で子育てを楽しめるよう、家庭に寄り添い、妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支えます 6 子どもの命と権利を守るセーフティネットの整備により、地域で安心して暮らすことができる環境をつくれます (社会的養育推進計画)	(調整中) ※第2期後期計画の施策を基本に、若者計画を体系に組み込んだうえで、必要な修正を行う。 ※体系は、妊娠期、乳幼児期、学童期・思春期、若者期、子育て期のライフステージ順とする。 ※新たに「子ども・若者・子育て施策を支える基盤づくり(人材確保・育成・質の向上、DX化の推進)」の項目を設ける。 ※大項目ごとの成果指標、中項目における主な事業の行動量を定める。

(1)悩みや課題を抱えた若者の支援に関すること

学校生活への支援

福祉と教育の連携が不可欠。

地域と学校の連携も必要。研修は必要だが、地域の人で手が空いている方たちにどんどん学校に入ってきてもらって先生のサポートをしてもらう取組が必要。

校内カフェの推進＝高校中退の予防につながる。

不登校の予備軍(行きたくないけど行っている子、少し休んでいる子等)が多数いると思う。不登校になる前に支援が必要。

世田谷区は、他区に比べて人材(包括支援員、学校支援員、SSW、学校生活サポーター等)は充実している方だと思う。どう効果的・効率的につなげていくかが課題。学校側も支援を気軽に使えることが大事。

母語を外国語とする子の支援

外国人児童生徒の増加に伴い、日本語指導や支援は教育分野でも熱心に取り組んでいる。

外国と日本で異なる文化(教育、学校運営、課外活動、学校と家庭の位置づけ等)について、情報を伝える必要がある。

障害のある子の支援

福祉と教育の連携が必要。トライアングルという言葉だけがあって実態がついてきていない。なんでもっと早くに、教育委員会だけで抱えないで地域の相談センターにつながらなかったのか、という事例が起きている。福祉側からどんどんアプローチする必要がある。

ヤングケアラー・若者ケアラー支援

高齢化社会の中で、若者の誰しも介護するときがくる。福祉業界の方の大変さ、サービスの不足を実感した。

非行

少年院から戻ってきた子のまちの中での受け入れ。

性教育

ネット被害の予防

SNSで、課金、いじめ等の問題に巻き込まれている。ネット被害から子ども若者を守る。

(2)若者の参加・参画、体験に関すること

豊かな体験

コロナ禍を経て、豊かな体験が不足している。子ども・若者と一緒につくるイベントなど。災害になったときのためにも、日ごろからの関係づくりが大切。

母親や乳幼児と触れ合う機会

若い母親の産前産後支援と合わせて、大学生が赤ちゃん食堂のサポートに入るなどのつながりが生まれると、将来の子育てのイメージができる。

若者が社会に関わっていけるしくみづくり。

社会課題に触れる機会

若者が社会課題、福祉の現状をまず知ることが大事。自分が不登校の経験がなかったり、障害がないことで、知る環境や機会がなかった。若者自身からアプローチしようという考えにもならなかった。イベントなどで若者に経験を提供することが大事。

(3)ライフプランに関すること

結婚を希望する方への支援

障害施策と連携し、障害の有無にかかわらず、希望する結婚をあきらめないよう支援していきたい。

キャリア形成

お金、経済について学ぶ場、機会の提供。詐欺、ブラックアルバイトからの保護を含む。

(4)人材確保・育成に関すること

支援者の支援、育成

子どもの支援と大人の教育は同時に考える必要がある。

不安定な若者期をターゲットとした専門家をつくる。

若者を様々な専門家や地域につなげていく、統合的人材や部署が必要ではないか。